

○岡山市病児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号、以下「法」という。)第6条の3第13項の規定による病児保育事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院又は診療所等(以下「本体施設」という。)に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設(以下「実施施設」という。)において病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 この事業の対象となる児童は、岡山市内又は岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定締結市町村内に居住し、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、小学校6年生までの児童(以下「病児」という。)
- (2) 病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、小学校6年生までの児童(以下「病後児」という。)

(事業の委託)

第3条 事業の実施主体は岡山市とする。ただし市長は、この事業の実施について、本体施設を経営する事業者等に委託することができる。

(実施施設)

第4条 実施施設は、次に掲げる要件を備え、病児及び病後児に対し適切な処遇を確保しなければならない。

- (1) 利用定員は、病児及び病後児を合わせて4人以上とすること。
- (2) 病児及び病後児の看護を担当する職員として、看護師、准看護師、保健師及び助産師(以下「看護師等」という。)を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児及び病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある病児保育実施施設にあつては、保育士、及び当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。以下この条及び第10条において同じ。)を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。
- (3) 保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

ア 利用児童がいる時間帯の場合

(ア)～(エ)の要件を満たし、利用児童の安心と安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

(ア) 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の症状等を定期的に確認及び把握した上で、適切な関わりとケアを行う

こと。

(イ) 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。

(ウ) 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。

(エ) 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

イ 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

(4) 保育室を有し、その面積は、利用定員1人当たり1.98平方メートル以上とし、1室8.0平方メートル以上とすること。

(5) 児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有し、その面積は、利用定員1人当たり1.65平方メートル以上とすること。

(6) 調理室及び調乳室を有すること。また、専用の調乳室が設けられない場合においては、調理室の一部を調乳場として区画すること。

(7) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

(8) 前各号に掲げるもののほか事業に必要な設備及び備品を備えていること。

2 本体施設が病院又は診療所である場合には、実施施設は、関連機関との十分な調整を図るものとする。

3 本体施設が病院又は診療所以外である場合には、実施施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）や児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師をあらかじめ選定するものとする。また、協力医療機関との連携を強化することにより、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できる体制の確保を図るものとする。

4 同条第1項各号の規定にかかわらず、本体施設と共用する場合には、関係法令等に抵触しない範囲において実施して差し支えないものとする。この場合において、現に存する本体施設の一部を実施施設に転用するときは、実施施設は、関係法令の許可等に関して関係機関と十分協議を行わなければならない。

（実施方法）

第5条 事業の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象児童について、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(2) 実施施設の開設日及び開設時間は、法第35条第4項の認可を受け、法第39条第1項に定められた保育所に準じて設定すること。

（実施施設の留意事項）

第6条 実施施設は、児童を受け入れるに当たって、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 本体施設，協力医療機関等の医師により，当該児童を事業の対象として差し支えない旨の確認を受けること。
- (2) 当該児童の体温の管理等その健康状態を的確に把握し，病状に応じて安静を保てるように処遇内容を工夫すること。
- (3) 手洗い等の設備を設置し，衛生面への十分な配慮を施すこと等により，他の児童及び職員への感染性疾患の感染を防止すること。

(登録及び利用申込)

第 7 条 事業の利用を希望する保護者は，毎年度，岡山市病児保育事業登録申込書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は，毎年度，事業に係る登録者名簿を作成し，前項の登録申込書が提出されたときは，当該登録者名簿に登載するものとする。

3 第 1 項の登録申込書を提出した保護者が事業を利用しようとするときは，実施施設を経由して岡山市病児保育事業利用申込書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(当日キャンセル対応)

第 8 条 第 10 条第 5 号に規定する当日キャンセル対応加算対象施設は，利用予約があった場合第 1 号の対応を行い，利用予約の急なキャンセルにより第 4 条第 2 号の職員配置に余剰が生じた場合には，第 2 号及び第 3 号に掲げる対応を迅速に行うものとする。

- (1) 実施施設は，電話連絡等により利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認するなど，利用者が複数か所に予約を行うことがないように対応策を講じること。
- (2) 実施施設は，当日キャンセルした家庭に対し，キャンセルの理由や児童の体調，保護者の就労等の状況を確認するための連絡等を行うこと。
- (3) 実施施設は，当日キャンセルした家庭に対し，当日キャンセルのあった日時，当日キャンセルした者の氏名，当日の職員の配置状況，当日キャンセルした家庭への連絡等の状況，について別途帳簿等で管理すること(帳簿によるほか，電磁的記録により保管することも差し支えない)。

(実施報告書)

第 9 条 実施施設の長は，「岡山市病児保育事業実施報告書」を毎月作成し，市長の指定する日までに市長に提出しなければならない。

(委託料等)

第 10 条 市長は，事業の委託に要する経費を事業者等に支弁するものとする。事業者等に対して支払う経費は次の各号に掲げるものとし，経費の額は別表 1 を基準として算定するものとする。

(1) 事業費(基本分)

別表 1 に定める額とする。

(2) 事業費(改善分)

地域の保育所等への支援として，病気の予防や病気にかかった際の対応などの情報提供等を実施した場合，基本分に加えて別表 1 に定める改善分を加算するものとする。

(3) 事業費(加算分)

当該年度における年間延利用児童数に応じ、別表 1 に定める区分により算定した額を加算する。

(4) 利用料減額分

当該年度における年間の延利用児童数のうち、第 11 条第 2 項に該当する利用児童数に応じ、別表 1 に定める額を加算する。

(5) 当日キャンセル対応加算

実施施設が第 8 条各号に規定する対応を行った場合には当日キャンセル対応加算として、当該施設の当日キャンセル回数に応じ別表 1 に定める額を加算する。

なお、当日キャンセルの回数は、当日キャンセルの結果生じた保育士及び看護師等の余剰配置 1 名につき 1 回と計上する。

(費用)

第 11 条 保護者は、事業実施に必要な経費の一部として、利用児童 1 人につき利用料 1 日当たり 2,500 円を負担するものとする。

2 利用児童及び保護者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を 2,000 円減額することができる。

(1) 生活保護法による被保護者世帯

(2) 事業を利用した月の属する年度(事業を利用した月が 4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度)分の市町村民税非課税世帯

3 前項の減額を受けようとする保護者は、岡山市病児保育事業利用料減額申請書(様式第 2 号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(帳簿)

第 12 条 実施施設は、事業を利用した児童の状態を記録した帳簿その他必要な帳簿を備え、子ども・子育て支援法交付金の額の確定する日の属する年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(事故の報告)

第 13 条 実施施設は、事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は速やかに当該事実を市長に報告しなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第 14 条 実施施設は児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童虐待の防止に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 6 条に基づき、市に速やかに通告するものとする。

(虐待等の禁止)

第 15 条 実施施設の職員は、利用児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 3 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 28 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 岡山市病児保育事業委託料

	委託料		対象経費
事業費 (基本分及び改善分)	1 か所当たり年額 8, 808, 000 円 うち改善分 2, 538, 000 円 ※ただし, 利用の少ない日等において, 地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は, 改善分を減算する。		病児保育事業に必要な費用
利用料等減額分	病児保育事業を利用する児童及びその保護者の属する世帯が, その利用日において第 11 条 2 項に該当している場合, 減額対象者に係る次の加算分を支給する。 2, 000 円×年間利用人数 (岡山県内居住世帯に限る(美作市, 西粟倉村を除く))		
事業費 (加算分)	年間に利用した延べ利用児童数に応じて, 次の金額を支給する。		
	年間延べ利用児童数	基準額(1 か所当たり年額)	
	50 人以上 100 人未満	1, 130, 000 円	
	100 人以上 150 人未満	1, 695, 000 円	
	150 人以上 200 人未満	2, 260, 000 円	
	200 人以上 300 人未満	3, 390, 000 円	
	300 人以上 400 人未満	4, 520, 000 円	
	400 人以上 500 人未満	5, 650, 000 円	
	500 人以上 600 人未満	6, 780, 000 円	
	600 人以上 700 人未満	7, 910, 000 円	
	700 人以上 800 人未満	9, 040, 000 円	
	800 人以上 900 人未満	10, 170, 000 円	
	900 人以上 1, 000 人未満	11, 300, 000 円	
	1, 000 人以上 1, 100 人未満	12, 430, 000 円	
	1, 100 人以上 1, 200 人未満	13, 560, 000 円	
	1, 200 人以上 1, 300 人未満	14, 690, 000 円	
	1, 300 人以上 1, 400 人未満	15, 820, 000 円	
	1, 400 人以上 1, 500 人未満	16, 950, 000 円	
	1, 500 人以上 1, 600 人未満	18, 080, 000 円	
	1, 600 人以上 1, 700 人未満	19, 210, 000 円	
	1, 700 人以上 1, 800 人未満	20, 340, 000 円	
	1, 800 人以上 1, 900 人未満	21, 470, 000 円	
	1, 900 人以上 2, 000 人未満	22, 600, 000 円	
	2, 000 人以上 2, 200 人未満	23, 540, 000 円	
	2, 200 人以上 2, 400 人未満	25, 680, 000 円	
	2, 400 人以上 2, 600 人未満	27, 820, 000 円	
2, 600 人以上 2, 800 人未満	29, 960, 000 円		
2, 800 人以上 3, 000 人未満	32, 100, 000 円		
3, 000 人以上 3, 200 人未満	32, 640, 000 円		

	3, 200 人以上 3, 400 人未満	34, 680, 000 円	
	3, 400 人以上 3, 600 人未満	36, 720, 000 円	
	3, 600 人以上 3, 800 人未満	38, 760, 000 円	
	3, 800 人以上 4, 000 人未満	40, 800, 000 円	
当日キャンセル対応加算	年間キャンセル回数に応じて、次の金額を支給する。		当日キャンセルによって発生した職員の余剰配置に係る人件費
	年間キャンセル回数	基準額(1か所当たり年額)	
	25 回以上 50 回未満	247, 900 円	
	50 回以上 100 回未満	502, 500 円	
	100 回以上 150 回未満	670, 000 円	
	150 回以上	1, 005, 000 円	

※職員の余剰配置とは、利用予定児童数 4 名に対して 2 名の保育士を配置していたが、1 名の当日キャンセルにより保育士が 1 名余剰となる場合等のこと。